

府中市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金

東京都では、平成23年4月に「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」を施行し、地震発生時における避難、救急消火活動、緊急物資の輸送及び復旧復興活動を支えるために特に高い公共性を有し、沿道建築物の耐震化を図る必要がある道路を「特定緊急輸送道路」に指定し、その沿道建築物について、耐震診断が未実施の場合は診断の実施を平成24年4月から義務化しました。さらに、平成26年4月には、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく耐震診断の義務付け建築物としての位置づけを加え、重点的に耐震化を推進しています。

そこで、府中市では次のとおり助成制度を実施し、特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者等が行う耐震化への取組みを支援します。

府中市内の特定緊急輸送道路

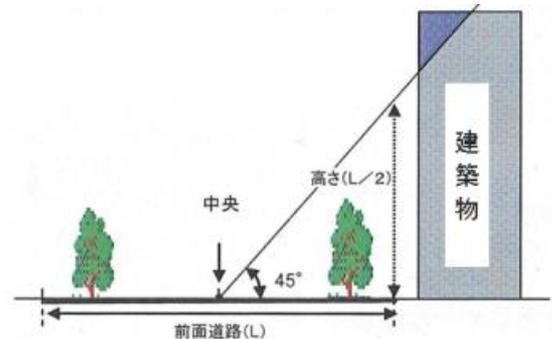
中央自動車道・甲州街道・小金井街道（甲州街道以北）・東八道路（府中街道以東）・府中街道（市役所以北）・鎌倉街道（中河原駅以南）・新府中街道（甲州街道以南から中河原駅以北）

助成対象となる建築物

以下の全ての項目に該当する建築物が、助成制度の対象となります。

- (1) 建築物の敷地が特定緊急輸送道路に接しているもの
- (2) 昭和56年6月1日施行の耐震基準以前に建築（工事着手）されたもの
- (3) 建築物の高さが道路幅員のおおむね2分の1を超えるもの

＜建築物の高さのイメージ＞



助成対象者

上記に該当する建築物の所有者（分譲マンションの場合は管理組合等）

助成制度の種類と適用予定期間

- (1) 耐震診断助成 : 全対象建築物診断終了
- (2) 補強（建替）設計助成 : 令和5年3月末までに着手したもの
- (3) 耐震改修助成 : 令和5年3月末までに補強設計に着手したもの
- (4) 建替え助成 : 令和5年3月末までに着手したもの
- (5) 除却助成 : 令和5年3月末までに着手したもの

問合せ ○ 府中市の助成制度について ○
府中市 都市整備部建築指導課 住宅耐震化推進係
電話 042-335-4173 E-mail tosisidou02@city.fuchu.tokyo.jp
○ 都の条例及び条例に伴う手続きの内容、建築士団体等について ○
財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 耐震化相談窓口
電話 03-5466-2064

I 耐震診断助成

1 助成の要件

全対象建築物の耐震診断を終了しております。

2 耐震診断の実施機関

東京都では、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断の実施等に関し、次の3つの建築士団体との間で協定を締結して耐震化を推進していますので、都と協定を締結した3団体のいずれかに名簿登録された建築士事務所で耐震診断を実施することを推奨します。

＜東京都と協定を締結した建築士団体＞

- | | |
|-----------------------------|-----------------|
| ○ 一般社団法人 東京都建築士事務所協会 (TAAF) | 電話 0120-828-331 |
| ○ 社団法人 日本建築構造技術者協会 (JSCA) | 電話 03-5643-6181 |
| ○ 特定非営利活動法人 耐震総合安全機構 (JASO) | 電話 03-6912-0772 |

※協定団体名簿登録事務所以外の建築士事務所等で耐震診断を行うことも可能ですが、その場合は、耐震診断結果について原則として第三者機関の評定を受ける必要があります。

3 助成金の額

耐震診断に要した費用（助成対象限度額^注あり）の10分の10（全額）

（注）助成対象限度額は、以下の計算方法①と計算方法②で求めた額のいずれか高い額となります。

【計算方法①】次の（1）で計算した額に、延べ面積3,000㎡未満の建築物は（2）の額を加えた額

- | | | |
|-------------|--------------------------|----------|
| （1）1㎡あたりの単価 | 延べ面積1,000㎡以下の部分 | 2,060円/㎡ |
| | 延べ面積1,000㎡を超え2,000㎡以下の部分 | 1,540円/㎡ |
| | 延べ面積2,000㎡を超える部分 | 1,030円/㎡ |

（2）階数あたりの加算（延べ面積3,000㎡未満の建築物のみ） 1階あたり150,000円

【計算方法②】延べ面積により（1）または（2）の計算式で求めた額

- | | |
|-----------------|------------------------|
| （1）1,000㎡未満の建築物 | 3,600円×延べ面積 |
| （2）1,000㎡以上の建築物 | 2,570,000円+1,030円×延べ面積 |

※なお、東京都と協定を締結した建築士団体の登録事務所等で耐震診断を実施する場合は、ほとんどの建築物について耐震診断費用全額の助成となる見込みですが、図面がない場合や複雑な構造の建築物の場合の調査・図面作製に係る費用、また、登録事務所以外で耐震診断を実施した場合の評定手数料等により、耐震診断費用が助成対象限度額を超え自己負担が生じる場合があります。

II 補強設計助成

1 助成の要件

- （1）構造耐震指標が木造の場合 I w 値 1.0 未満または非木造の場合 I s 値 0.6 未満相当で著しく危険と認められるものであること。
- （2）原則として第三者機関の評定を受けたものであること。
- （3）建築基準法及び関係法令に重大な不適合がある場合は、その是正をする設計を同時に行うものであること。
- （4）令和5年3月末までに補強設計に着手すること。

2 助成金の額

補強設計に要した費用（助成対象限度額^注あり）の6分の5

※別途、国の「耐震対策緊急促進事業補助金」で補強設計に要した費用の6分の1の補助を併せて受けることにより、補強設計費用の全額補助されます。

(注) 助成対象限度額	延べ面積1, 000㎡以下の部分	5, 000円/㎡
	延べ面積1, 000㎡を超え2, 000㎡以下の部分	3, 500円/㎡
	延べ面積2, 000㎡を超える部分	2, 000円/㎡

III 建替設計助成

1 助成の要件

- (1) 構造耐震指標がI_s値0.3未満相当で、著しく危険と認められるものであること。
- (2) 建築基準法及び関係法令に適合する内容であること。
- (3) 着手が当該建築物の建替工事の着手前であり、かつ完了が当該建替工事に係る新築工事前であること。
- (4) **令和5年3月末までに建替設計に着手すること。**

2 助成金の額

建替設計に要した費用（助成対象限度額^注あり）の6分の5

※別途、国の「耐震対策緊急促進事業補助金」で補強設計に要した費用の6分の1の補助を併せて受けることにより、**建替設計費用の全額補助されます。**

(注) 助成対象限度額	延べ面積1, 000㎡以下の部分	5, 000円/㎡
	延べ面積1, 000㎡を超え2, 000㎡以下の部分	3, 500円/㎡
	延べ面積2, 000㎡を超える部分	2, 000円/㎡

IV 耐震改修助成

- (1) 構造耐震指標が木造の場合I_w値1.0未満または非木造の場合I_s値0.6未満相当で著しく危険と認められるものを、耐震改修後にI_w値1.0以上またはI_s値0.6以上相当とする耐震改修であること。
- (2) 当該耐震改修の計画について、原則として第三者機関の評定を受けたものであること。
- (3) 建築基準法及び関係法令に重大な不適合がある場合は、その是正が同時になされるものであること。
- (4) **令和5年3月末までに補強設計に着手すること。**

2 助成金の額

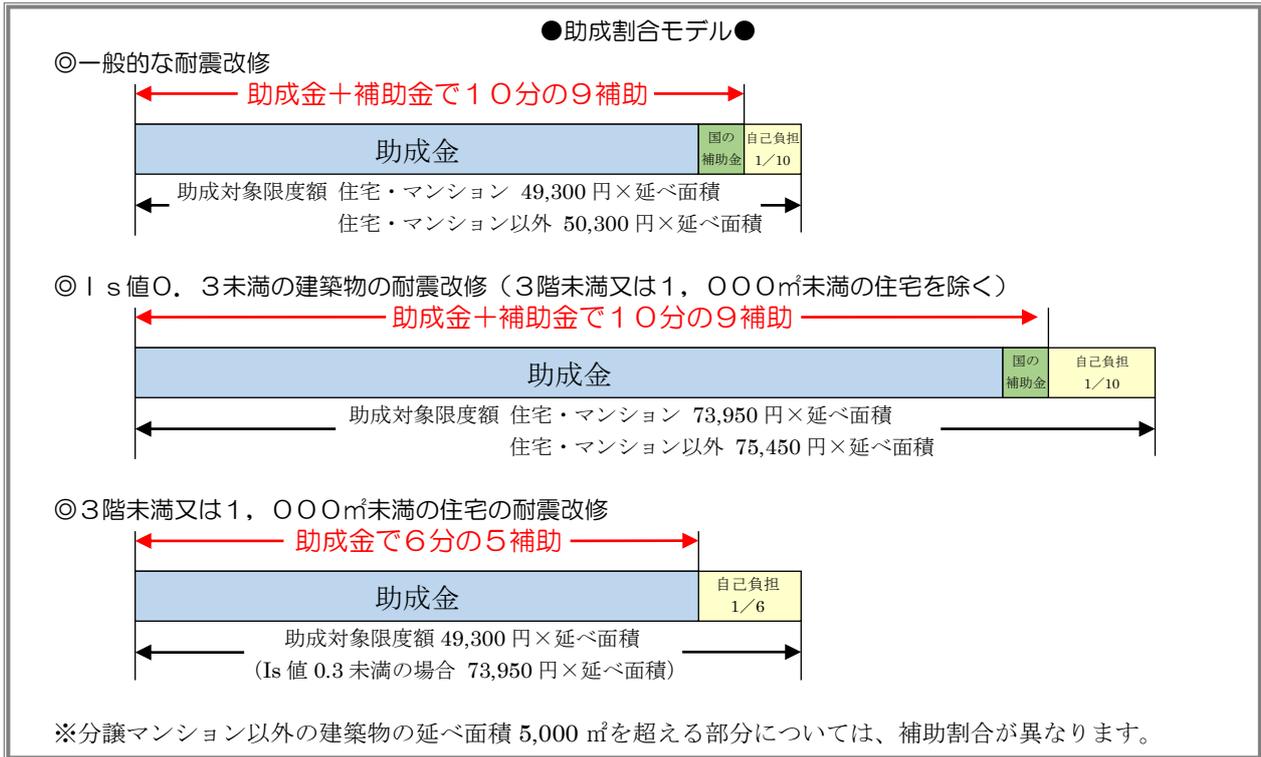
耐震改修に要した費用（助成対象限度額^{注1}あり）の6分の5

※別途、国の「耐震対策緊急促進事業補助金」で耐震改修費用の15分の1^{注2}の補助を併せて受けることにより、**耐震改修費用の10分の9補助されます。**ただし、3階未満又は1,000㎡未満の住宅は、原則として同補助金の対象となりません。

(注1) 助成対象限度額

- 住宅・マンション：49,300円/㎡（棟あたりの限度額493,000,000円/棟）
 - 住宅・マンション以外：50,300円/㎡（棟あたりの限度額503,000,000円/棟）
- ※免震工法等の特殊な工法による場合：82,300円/㎡（棟あたりの限度額823,000,000円/棟）
- ※I_s値0.3未満相当の建築物の耐震改修（免震工法等特殊な工法を除く）の場合：
住宅・マンション73,950円/㎡、その他75,450円/㎡
（棟あたりの限度額 住宅・マンション739,500,000円/棟、その他754,500,000円/棟）

(注2) I_s 値0.3未満相当の建築物の耐震改修(免震工法等特殊な工法を除く)の場合は補助率が異なります。



V 建替え助成

1 助成の要件

- (1) 構造耐震指標が木造の場合 I_w 値1.0未満または非木造の場合 I_s 値0.6未満相当で、著しく危険と認められるものであること。
- (2) **令和5年3月末までに建替えに着手すること。**

2 助成金の額

耐震改修に要する費用相当額(注)の6分の5

ただし、分譲マンション以外の5,000㎡を超える部分については2分の1

※別途、国の「耐震対策緊急促進事業補助金」で耐震改修費用相当額の15分の1(分譲マンション以外の5,000㎡超の部分は20分の1)の補助を併せて受けることにより、**耐震改修費用相当額の10分の9補助されます。(分譲マンション以外の5,000㎡超の部分は20分の1)**

(ただし、3階未満又は1,000㎡未満の住宅系建築物は、国の同補助金の対象とならない場合があります)

(注)・耐震改修に必要な工事金額の概算の算出が必要となります。

・助成対象限度額は耐震改修助成と同様です(特殊な工法による場合の規定は適用しません)。

VI 除却助成

1 助成の要件

- (1) 構造耐震指標が木造の場合 I_w 値 1.0 未満または非木造の場合 I_s 値 0.6 未満相当で、著しく危険と認められるものであること。
- (2) **令和5年3月末**までに除却工事に着手すること。

2 助成金の額

耐震改修に要する費用相当額と除却に要する費用のいずれか低い額(注)の6分の5
ただし、分譲マンション以外の5,000㎡を超える部分については2分の1

※別途、国の「耐震対策緊急促進事業補助金」で耐震改修費用相当額と除却費用の
いずれか低い額の15分の1(分譲マンションを除く5,000㎡超の部分は
20分の1)の補助を併せて受けることにより、**上記の額の10分の9補助され
ます。(分譲マンションを除く5,000㎡超の部分は20分の1)**

(ただし、3階未満又は1,000㎡未満の住宅系建築物は、国の同補助金の対象とならない場合があります)

(注)・耐震改修に必要な工事金額の概算の算出が必要となります。

・助成対象限度額は耐震改修助成と同様です(特殊な工法による場合の規定は適用しません)。

耐震改修助成・建替え助成・除却助成の併用はできません

助成手続きのながれ

各助成金の手続きの主な流れは以下のとおりです。特に、**助成金の交付決定通知前に契約を行った場合は助成金を交付することができません**ので、ご注意ください。

事前相談

助成金の申請に関する手続きや必要書類、市の予算の状況等、それぞれの建築物の状況に応じたご案内が必要ですので、耐震診断や補強設計、耐震改修等を実施するときは、業者選定や見積り等と並行して**必ず府中市都市整備部建築指導課住宅耐震化推進係**に事前相談を行ってください。

助成金交付申請

申請書に次項に記載の書類を添えて、**必ず事業者との契約前に市へ交付申請を行ってください**。内容審査の後、適当と認めたときは交付決定通知を送付します。

助成金交付決定

事業者と契約

着手届

交付決定通知が届いて以降に事業者と契約を締結し、事業に着手し、着手届を市に提出してください。

◀ ◎変更届 または 変更申請書

着手後、事業内容や事業に係る費用に変更が生じる場合、または事業を取止める場合には、速やかに市へご連絡ください。内容によって届出書または変更申請書等の提出が必要となります。

◀ ◎協定団体の確認 または 第三者機関の評定

◀ ◎事業者への支払い

完了報告

事業が完了したときは、次項の表の書類を添えて市へ完了報告を行ってください。内容審査の後、適当と認めたときは市より交付額確定通知書を送付します。

額の確定

助成金の請求

(手続きの簡素化のため、完了報告書類の提出と同時に請求書も提出)

助成金交付

申請者からの助成金の請求に基づき、市より助成金を交付します。

※事業が複数年度にまたがる場合は、別途手続きが必要となります。

交付申請・完了報告時の添付書類

交付申請及び完了報告に際しては、様式とあわせて、以下の図書を提出してください。

助成 種別	交付申請時の添付書類		完了報告時の添付書類
	共通書類	各助成別	
補強 設計	<ul style="list-style-type: none"> 建物全部事項証明書又は建物の所有権を証する書類 確認通知書の写し又は建築年月日を証する書類 代表者承諾書と共有者全員の同意書(建物の所有者が複数の場合) 管理組合の規約と耐震診断等の実施を決議したことがわかる書類(分譲マンションの管理組合の場合) 法人全部事項証明書(法人の場合) 特定緊急輸送道路沿道建築物であることが確認できる書類 	<ul style="list-style-type: none"> 設計者の建築士免許証の写しなど、条例10条1項に掲げる者であることがわかる書類 耐震診断報告書(概要) 設計見積書 設計工程表(概要) 	<ul style="list-style-type: none"> 補強設計結果報告書 補強計画に係る評定書 補強設計費用明細書 補強設計費用支払いに係る領収書 ※市への請求書も同時提出
建替 設計		<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断報告書(概要) 設計見積書 設計工程表(概要) 	<ul style="list-style-type: none"> 建替設計費用明細書 建替設計費用支払いに係る領収書 検査済証(写) 設計図書 ※市への請求書も同時提出
耐震 改修		<ul style="list-style-type: none"> 土地の所有者の承諾書(借地の場合) 補強設計結果報告書(概要) 補強計画に係る評定書 工事に関する設計図書 工事見積書 工事工程表(概要) 建設業許可書(写し) 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震改修結果報告書 耐震改修費用明細書 耐震改修費用支払いに係る領収書 工事写真(着手前・中間時・完了時) ※市への請求書も同時提出
建替え		<ul style="list-style-type: none"> 土地の所有者の承諾書(借地の場合) 耐震診断結果報告書(概要) 工事に関する設計図書 耐震改修に要する費用を示す書類 工事見積書 工事工程表(概要) 確認済証(写し) 建設業許可書(写し) 	<ul style="list-style-type: none"> 建替え費用明細書 建替え費用支払いに係る領収書 検査済証(写し) 工事写真(着手前・中間時・完了時) ※市への請求書も同時提出
除却		<ul style="list-style-type: none"> 土地の所有者の承諾書(借地の場合) 耐震診断結果報告書(概要) 耐震改修に要する費用を示す書類 工事見積書 工事工程表(概要) 建設業許可書または解体工事業登録通知書(写し) 	<ul style="list-style-type: none"> 除却費用明細書 除却費用支払いに係る領収書 工事写真(着手前・中間時・完了時) ※市への請求書も同時提出

(注) 建築物により添付書類が異なる場合があります。また、上記以外の書類の添付が必要な場合があります。